

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.1%
全職員	79.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	99.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.0%
31～35年	93.0%
26～30年	93.3%
21～25年	91.4%
16～20年	93.5%
11～15年	93.4%
6～10年	91.3%
1～5年	93.0%

【説明欄】

- ・役職別階別の本庁部局長・次長相当職の欄は、対象となる女性職員がいないため、男女の給与の差異の算出をしていない。
- ・扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は81.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は78.5%である。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。